

令和3年4月26日

保護者の皆様へ

富田林市教育委員会

緊急事態宣言をふまえた本市立学校園の教育活動等について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府に緊急事態宣言が発令されたことをふまえ、本市立学校園におきましては、次の取組みを実施してまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

1. 対象期間 令和3年5月11日（火）まで

2. 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、感染対策を徹底したうえで通常の教育活動を継続します。
- ただし、以下のような感染リスクの高い活動は実施しません。

○長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は行わない。

- (小中学校の例)
- ・音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
 - ・体育：児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
 - ・家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習 等

3. 修学旅行や移動を伴う教育活動

- ・府内で行う活動であっても、校外での活動は中止または延期とします。

4. 中学校部活動について

- ・原則休止とします。

5. PCR検査結果の確認及び把握について

- ・幼児・児童・生徒及び保護者（同居の家族を含む）がPCR検査を受検した、または受検することになった場合は、速やかに各学校園へご連絡ください。

6. 備考

- ・感染拡大により登校に不安を感じる場合等は、学校までご相談ください。
- ・学校園における対応やご家庭へのお願い等を裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

富田林市教育委員会 教育指導室

0721-25-1000（内線 361・356）

新型コロナウイルス感染症への学校園における対応とご家庭へのお願い

【学校園における対応について】

本市立学校園では、「学校園における新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル(大阪府教育庁)」をふまえ、引き続き、以下のような感染症対策の徹底に努めてまいります。

- ・教育活動を工夫し、「3つの密(密閉・密集・密接)」を防ぐように努めます。
- ・手指衛生を保つために、以下のような場面での手洗いを徹底するよう指導に努めます。

「外から教室に入るとき」「咳やくしゃみ、鼻をかんだとき」「給食(昼食)の前後」「掃除の後」「トイレの後」「共有のものを触った時」等

- ・昼食時は、可能な限り子どもたちの距離を確保し、話をしながら食べることが無いよう指導に努めます。
- ・飛沫防止のために正しくマスクを着用するよう子どもたちの指導に努めます。(ただし、熱中症の危険性がある体育の授業等では、十分な身体的距離を確保した上で、マスクを外して活動する場合があります)
- ・当日の気候にもよりますが、可能な限り窓をあけ教室の換気に努めます。エアコン等を使用する場合は、1時間に1回程度の換気を行います。

【ご家庭へのお願い】

- ・登校・登園前に、お子さまの健康観察や検温をお願いします。
- ・お子さまに、発熱・風邪症状・体調不良などの様子が見られる場合は、学校園へご連絡いただくとともに、ご家庭で休養していただくようお願いします。
- ・原則として、登下校の際はマスクを着用するようお願いします。(ただし、熱中症が心配される場合で、十分な身体的距離を確保できる場合は、その限りではありません)
- ・感染拡大防止の観点から、お子さまの不要不急の外出はお控えいただくとともに、健康管理の面から、手洗いの徹底等もお願いします。



○新型コロナウイルスに関する偏見や差別の防止に向けて

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、その家族、また治療にあたる医療従事者やその家族に対する偏見や差別につながる行為は人権侵害であり、断じて許されることではありません。

学校園では、こうした偏見や差別が生じないよう、子どもたちへの啓発や指導に努めてまいります。ご家庭でもお子さまにお話しいただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。